

第4章 文化財の保存・活用の方向性と課題・方針

第1節 文化財の保存・活用の方向性と将来像

1 目指す目標（将来像）

文化財の保存・活用は、過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが必要とされている（文化財保護法の改正（平成30年6月））。

したがって、行政や文化財の所有者・管理者、保持者、関係団体だけでなく、地域住民等の文化財に対する理解、保存・活用への協力・支援も必要となる。

また、指針には「文化財の保存・活用に関する目標（将来像）には、当該市町村の状況や歴史文化の特性を踏まえて、文化財の保存・活用に関する目標（将来像）やそれを実現するための方向性を記載する。」とある。

さらに、島根県文化財保存活用大綱には基本理念と基本方針が次のように記されており、勘案する必要がある。

＜島根県文化財保存活用大綱＞

■基本理念

文化財の調査研究、保存・継承、活用を通じて、郷土への愛着を深めるとともに、人々の交流を進める

■基本方針

- 1) 地域の人々に、地域に所在する文化財の存在や価値を知ってもらう
＝文化財を知る、伝える
- 2) 文化財を地域で守り、次世代に確実に伝えていく
＝文化財を守る、つなげる
- 3) 重要な地域資源として積極的に活用し、地域の活性化や交流人口の拡大につなげていく
＝文化財を活かす

以上の点や美郷町の歴史文化の特性、及び本町のまちづくりの理念等を踏まえ、本計画の目指す方向性を、住民等をはじめ町内外の人々が共有し、地域社会総がかりで文化財の保存・活用が進んでいくよう、できるだけ簡潔なフレーズで表現することが求められる。

このため、歴史文化の特性を総括的かつ象徴的に表すフレーズとして「川と山と交流が培った美しき郷の遺産」と掲げ、それを「みんなで知り、守り、活かし、未来につなぐ」ことを目指す方向性とする。また、目指す方向性を将来像や方針、措置などにつなぐため、方向性から導かれる取組方に関するキーワードを設定する。なお、本町のまちづくりの理念にある「協働」は、その将来像にある「みんな」に含まれることとする。

＜目指す目標（将来像）＞

**『川と山と交流が培った美しき郷の遺産』を
みんなで知り、守り、活かし、未来につなぐ**

＜取組方のキーワード＞

「みんな」「知る」「守る」「活かす」「未来」「交流」

2 文化財の保存・活用の方向性

取組方の6つのキーワード「みんな」「知る」「守る」「活かす」「未来」「交流」から、目指す目指す目標（将来像）を補完する方向性を、調査から実際の文化財の保存・活用及びそれらの体制に至る総体として5つの柱で設定する。

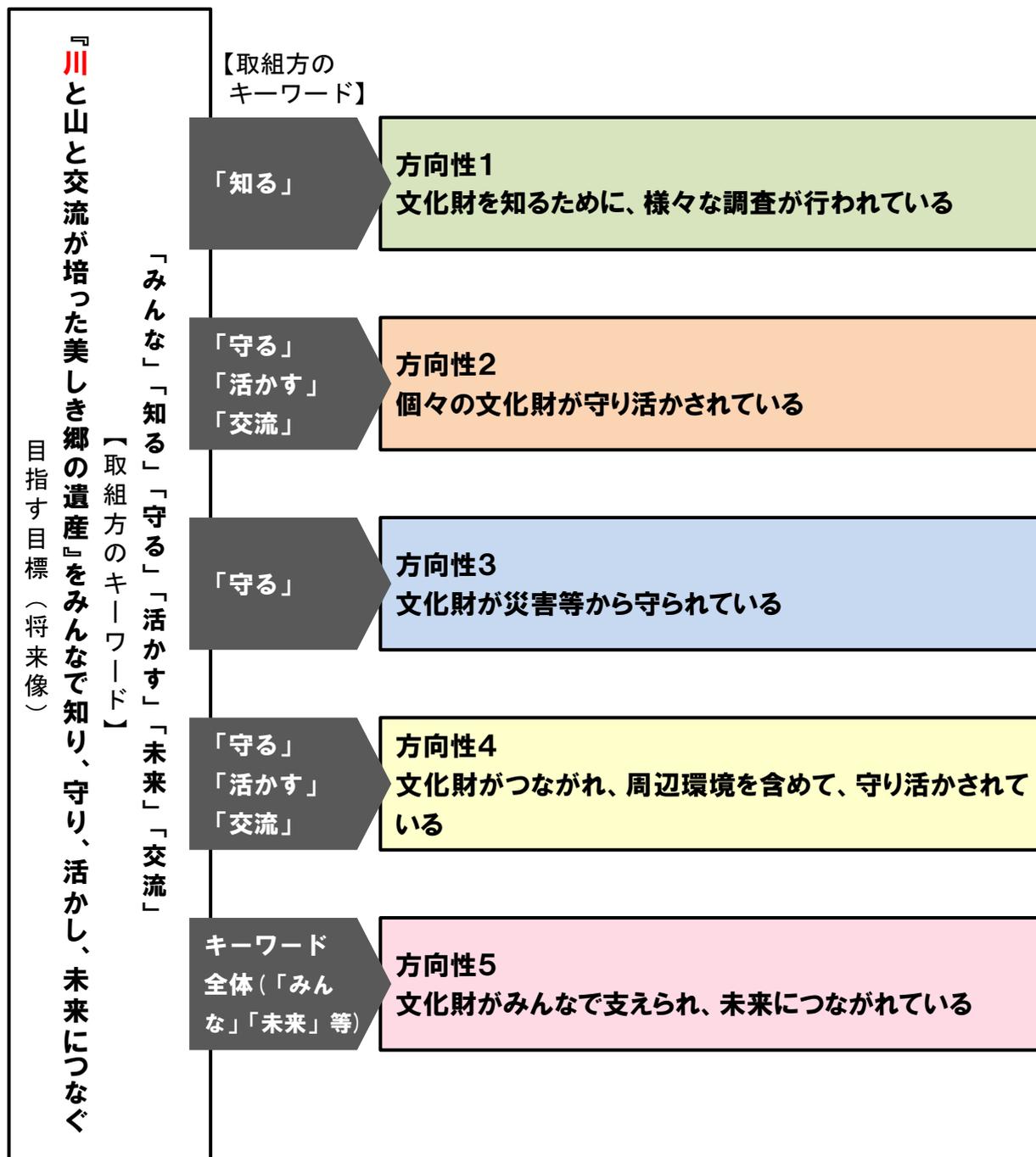


図 4-1 文化財の保存・活用の方向性の設定

第2節 美郷町の文化財の保存・活用の課題

1 課題設定の考え方

目指す目標（将来像）の具体化に向け、美郷町の文化財の保存・活用の課題を、方向性（5つの柱）に対応した次の5つの事項から整理する。

○文化財の把握・調査…方向性1

○個別的・分野別の文化財の保存・活用…方向性2

○文化財の防災・防犯…方向性3

・過疎化・高齢化等で文化財を取り巻く環境は厳しさを増しており、現状認識をより明確にし、措置につないでいくため、独立させた形で課題を設定する。

○文化財の総合的・一体的な保存・活用と交流及び地域の活性化（関連文化財群^{*1}・文化財保存活用区域^{*2}）…方向性4

・地域計画指針で示されている関連文化財群・文化財保存活用区域を、本計画において取り入れるための課題を設定する。

○文化財の保存・活用を支える体制…方向性5

表 4-1 文化財の保存・活用の課題の全体像

課題区分（分野）	課題（項目）
（1）文化財の把握・調査に関する課題…将来像1に対応	ア「文化財の把握調査」に関する課題 イ「文化財の専門的調査」に関する課題 ウ「調査成果の整理と情報公開」に関する課題
（2）分野別の文化財の保存・活用に関する課題…将来像2に対応	【文化財の保存・活用全般】 ア「文化財についての啓発や学習・体験機会」に関する課題 イ「文化財を保存・活用する担い手・団体」に関する課題 【主として保存】 ウ「文化財の指定等」に関する課題 エ「文化財の保存管理及び保存のための整備」に関する課題 【主として活用】 オ「文化財の活用のための整備」に関する課題 カ「文化財の情報発信・ガイダンス機能」に関する課題
（3）文化財の防災・防犯に関する課題…将来像3に対応	ア「文化財の防災」に関する課題 イ「文化財の防犯」に関する課題
（4）文化財の総合的・一体的な保存・活用と交流に関する課題…将来像4に対応	ア「つながりを持った文化財の保存・活用」に関する課題 イ「周辺環境を含めた文化財の保存・活用」に関する課題
（5）文化財の保存・活用を支える体制に関する課題…将来像5に対応	ア「住民の参加・協働と地域社会総がかり」に関する課題 イ「関係機関・学識経験者等との連携」に関する課題 ウ「文化財行政及び庁内連携の体制」に関する課題

※1 関連文化財群

指定・未指定に関わらず多種多様な有形・無形の文化財を、歴史文化に基づく関連性、テーマ、ストーリーによって一定のまとまりとして捉えたもの。群を構成する複数の文化財を総合的・一体的に保存・活用するための枠組。未指定文化財についても構成要素としての価値づけが可能となり、また、相互に結びついた文化財の多面的な価値・魅力を明らかにすることができる。

※2 文化財保存活用区域

文化財が特定の範囲に集積している場合に、当該文化財（群）をその周辺環境も含めて面的に保存・活用するために設定するもの。域内の地区特性や歴史文化に応じて市町村が独自に設定する戦略的な計画区域。多様な文化財が集中する区域を設定して保存・活用を図ることで、魅力的な空間の創出につながることを期待される。

2 文化財の保存・活用の現状と課題

美郷町における文化財の課題を、課題設定の考え方で示した枠組みのもとに、現状（これまでの状況）と合わせて把握・整理する。

(1) 文化財の把握・調査に関する課題（保存・活用の前提）

ア「文化財の把握調査」に関する課題

【現状（これまでの状況）】

美郷町では、文化財の総合的把握調査は実施していないが、文化財に関するワークショップ、現地見学、講演会・シンポジウムの中で、又は終了後に、主として未指定文化財について参加者による情報提供をお願いし、多数の有形・無形の文化財を把握している。

遺跡に関しては、島根県遺跡地図（島根県：マップ ON しまね）、島根県遺跡データベース（島根大学）があり、全体が把握できている。

また、「美郷の文化財」（2022年3月）の刊行にあたっては、文化財の6類型ごとに未指定文化財も把握・整理し、冊子に掲載している。遺跡以外にも多数の未指定文化財が存在すると推定される。

【課題】

- ワークショップ等を通じて文化財の把握を行っているが、現時点で把握できているのは地域に所在する文化財の一部と考えられ、また、計画的・持続的な文化財の把握調査はできていない。
- 地域に所在する文化財を把握するためには、そこに暮らす住民等から文化財に関する情報を提供されたり、相談を受けたりすることが重要である。

イ「文化財の専門的調査」に関する課題

【現状（これまでの状況）】

美郷町における文化財の専門的な調査は、遺跡、動物に関して行っている。

遺跡については、沖丈遺跡、郷上遺跡、尼子陣所跡、上野鉦遺跡、石見銀山街道、四日市遺跡で発掘調査（試掘調査を含む）等を行っている。これらのうち沖丈遺跡については、平成7年(1995)～平成8年(1996)に発掘調査を行い、平成14年(2002)に町の文化財として指定している。また、石見銀山街道については、平成8年(1996)に島根県教育委員会が「島根県歴史の道調査」を行い、文化財としての価値が認められ、その後、発掘調査や現地確認等を行い、史跡指定に向けた調査報告書を平成29年(2017)に作成し、平成30年(2018)に史跡に指定されている。

動物については、平成7年(1995)～平成8年(1996)にかけて、大和村教育委員会が塩谷川でオオサンショウウオの生息調査を行っている。

また、古文書を読む会があり、民家等に眠る古文書等を発掘・収集しながら、その解読が行われている。

一方、未指定文化財を含め所在する有形文化財（建造物、美術工芸品）、民俗文化財、記念物等について、専門的な調査を行っているものは一部にとどまっている。また、最近、養蚕を行っていた農家住宅や納屋が確認されている。

【課題】

- 学識経験者や文化財の所有者等の協力を得ながら、中・長期的な観点から優先順位を

設定し、いかに文化財の専門的な調査を実施するかが課題となる。

- 古文書を読む会をはじめとした関係団体の取組（活動）は、本町の歴史の探究や文化財の保存・活用を支えるものでもあり、活動の継承・発展が期待される。

ウ「調査成果の整理と情報公開」に関する課題

【現状（これまでの状況）】

美郷町では、これまでの文化財の把握及び専門的な調査の成果を踏まえ、令和4年(2022)年3月に『美郷の文化財』を刊行している。

また、文化財の専門的な調査は、平成16年(2004)の合併前にも、それぞれの教育委員会（旧邑智町、旧大和村）で行っている。

古文書を読む会によって、古文書や絵図などの収集・整理、解読が進められており、成果が蓄積されつつある。

また、本計画の作成過程において、把握している未指定文化財の体系的な整理、データベース化を進めつつある。

【課題】

- 未指定文化財の保存・活用又は記録保存、及び指定等文化財の維持管理などの基礎的な取組として、文化財の体系的な整理及びデータベース化が必要である
- 専門的な調査の成果等については、見学会や学習会などを通じて、住民等に還元する必要がある。
- 今後の調査を含め文化財に関する情報を整理し、個人情報の保護等に配慮した適切な情報公開を、いかに進めるかが課題となる。

(2) 分野別の文化財の保存・活用に関する課題

ア「文化財についての啓発や学習・体験機会」に関する課題

【現状（これまでの状況）】

美郷町では、小・中学校におけるふるさと学習、公民館における講座、町全体での文化財に関する講演会やワークショップなどを通じ、文化財や歴史に関する学習・体験の機会を確保している。これらは「文化財保護強調週間」（毎年11月1日～7日）や「文化財防火デー」（毎年1月26日）での取組などと合わせて、文化財や文化財保護に関する啓発の役割も担っている。

特に石見銀山街道については、ガイド養成やウォーキングイベント、中学生を対象としたフィールドワーク、島根中央高等学校における総合学習、石見銀山街道ワークショップ、美郷町職員研修「石見銀山街道歴史講座」などを行ってきた。また、令和元年(2019)12月には文化庁主唱「歩き・み・ふれる歴史の道」事業による『「令和の差立」国史跡石見銀山街道を往く』を、石見銀山街道日本遺産認定推進協議会が開催している。

また、「美郷町銀山街道を護る会」による街道めぐり、観光協会による文化財を含む観光資源を活かした体験機会の確保、日本遺産に認定された神楽の共演大会なども行われてきた。

こうした取組は、令和2年(2020)～令和4年(2022)の前半にかけて、新型コロナウイルス感染症の影響で大幅に減少したが、令和4年の後半からは、文化財の見学会や講演会・シンポジウム等を行い始めている。

加えて、本町では、食育の観点から学校給食において郷土の食材・料理の提供を行っている。

【課題】

- 貴重な植物等が減少していることが指摘されており、住民だけでなく、本町への来訪者を含め、広く文化財保護に関する啓発が求められている。
- 学校教育においては、文化財を活かしたふるさと教育の推進とともに、学校給食における郷土の食材・料理の提供等を通じ、食文化の普及や郷土への理解、更には郷土愛の醸成に努める必要がある。また、地域の食材の学校給食への提供は、地域活性化にもつながる可能性がある。
- 文化財部門と学校教育と社会教育、健康づくり、さらには観光振興や地域活性化の部門が連携した文化財の活用は、一部にとどまっており、多様な方法による分かりやすい情報提供や文化財を学び・体験する機会を、いかに充実させるかが課題となる。

イ「文化財を保存・活用する担い手・団体」に関する課題

【現状（これまでの状況）】

美郷町には、6つの神楽団があり、町指定文化財である神楽3件（鍾馗、山伏、天の岩戸）をはじめ、多彩な神楽が演じられ、花田植、シャギリ、楽打ち、はやしこうなどの民芸能も継承されている。

石見銀山街道については、「美郷町銀山街道を護る会」が設立され、住民が中心となって保存・活用に取り組んでいるとともに、町内で所蔵されている古文書については、「美郷町古文書を読む会」により、その把握と解説が進められている。

【課題】

- 前述の住民参加による文化財把握調査を行うためには、過疎化、高齢等の状況の中で、いかに人材を確保するかが課題となる。
- 神楽や花田植、シャギリ、楽打ち、はやしこうをはじめとした民俗芸能等を継承する団体の維持・活性化、担い手の確保・育成などが求められる。
- 未指定を含め文化財の所有者及び住民・地域団体等が主体となった、文化財周辺の清掃美化、修景、イベントの開催など、文化財の保存・活用の活動が期待される。

ウ「文化財の指定等」に関する課題

【現状（これまでの状況）】

美郷町には、指定文化財が16件（国指定1件、県指定4件、町指定11件）、及び登録有形文化財が1件あり、所有者等と連携し、保存管理に取り組むとともに、情報提供を含め活用に努めている。

また、国保有（東京国立博物館）の有形文化財（工芸品：重要文化財）が2件、県保管（県立古代出雲歴史博物館）の有形文化財（古文書：県指定文化財）が1件ある。

これらの他にも、未指定文化財である建造物（建物、石造物）、美術工芸品（絵画、彫刻、書跡など）、無形の民俗文化財、記念物を、現時点でも相当数把握し、『美郷の文化財』で紹介している。

【課題】

- 文化財的価値が高いと考えられる未指定文化財の指定・登録に向けて、いかに取り組むかが課題となる。
- 登録有形文化財、登録無形民俗文化財等の可能性のある物件はあるが、本町においては文化財の登録制度の利用は1件にとどまっている。

エ「文化財の保存管理及び保存のための整備」に関する課題

【現状（これまでの状況）】

美郷町の指定文化財のうち、史跡石見銀山街道については、本町が管理団体であり、保存活用計画を令和3年(2021)3月に策定し、保存管理や活用に取り組んでいる。ただし、山中のルートが中心であり、点検や草刈り等及び活用においては関係団体（美郷町銀山街道を護る会、森林組合等）の協力・参加が不可欠となっている。なお、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則に定められているもののうち、説明板を除き、標識、注意札、境界標等は未設置である。

また、個人等による所有・保管が難しい文化財（主として未指定文化財）、又は発掘で出土した遺物については、専用の保管施設はなく、一部ではあるが公民館等で保管（展示）している。

【課題】

- 山中のルートが中心である史跡石見銀山街道については、毀損した場合の復旧及び標識や境界標等の設置・更新を、いかに進めるかが課題となる。
- 未指定を含めた文化財の中には、所有者等での保存管理が難しくなっているものもあり、近隣の住民や地域団体等の役割が高まっている。
- 所有者等での保存管理が難しい文化財（動産関係）については、それらの保管場所・施設等を、いかに確保・整備し、受け入れ、適切に収蔵・保管するかが課題となる。
- 文化財の保管場所・施設等の確保・整備においては、単なる収蔵・保管ではなく、より文化財の保存・活用に資するよう、場所の有効活用を検討することが求められる。
- 本町が収蔵・保管している文化財の台帳は作成できていない。

オ「文化財の活用のための整備」に関する課題

【現状（これまでの状況）】

文化財の活用においては、イベントや情報提供等の主としてソフト面での取組と合わせて、案内板や説明板、誘導標識、トイレ・駐車場の確保・整備といったハード面も重要となる。

これらのうち、ハード面に関しては、史跡石見銀山街道の森原古道の直近に「森原古道史跡公園」（駐車場、トイレ、あずまや、説明板等）を整備するとともに、やなしお道においてはバイオトイレ、説明板、名称表示板、誘導標識などを整備している。史跡石見銀山街道については、史跡指定地外を含め町内のルートがほぼ確定しており、町域を南北に縦断する形となり、大半が歩行可能で本町の観光資源にもなっている。

また、複数の指定文化財及び観光資源でもある未指定文化財においては、案内板・説明板等を設置し、一部では小広場も整備している。

ただし、こうしたサイン類のデザイン等はそれぞれで対応しており、統一性は乏しい。また、施設・設備の老朽化、草木で覆われ活用が難しい広場等（石見銀山街道の箱茂の松

付近)もある。

さらに、近年の動きとして幾つかの自治体では、AR(拡張現実)・VR(仮想現実)等の先端技術を用いた文化財の活用が進みつつある。

【課題】

- 石見銀山街道に関する説明板や地域・地区を紹介する案内板等は、ある程度整備が進んでいるが、不足している又は老朽化している案内表示板があるとともに、統一的なデザインとはなっておらず、外国語併記も限定的である。
- 石見銀山街道のルートには、専用のトイレや休憩の場などがあるが、全体的にみるとトイレをはじめとした便益施設等の立地は限られており、それらの情報提供も限定的である。
- 住民・地域団体等による文化財やその周辺の清掃美化等、更には魅力づくりの取組が期待される。
- 先端技術を用いた文化財の活用は限定的であり、今後の課題となっている。

カ「文化財の情報発信・ガイダンス機能」に関する課題

【現状(これまでの状況)】

美郷町の案内・情報提供については、町及び観光協会のホームページ、観光パンフレット等を通じて行っているが、文化財の観点でのICT(情報通信技術)の活用は、「教育委員会だより」(ホームページで公開)に文化財関係の記事を掲載するなどにとどまっている。

ただし、観光協会のホームページでは、「見る・知る」及び「観光マップ」のサイトで、文化財を含めた観光資源をビジュアルに案内・発信している。特に観光マップは、粕淵まちなか散策マップ、別府里あるきマップ、湯抱鴨山歌碑めぐりマップの3種類があり、いずれも多数の文化財が紹介されている。

一方、本町の文化財の紹介については、平成4年(2022)3月に刊行した『美郷の文化財』があり、文化財講座などで利用するとともに、掲載している文化財をめぐる機会も確保している。

また、石見銀山街道については、街道近くに位置する別府・粕淵・沢谷の3公民館、浜原隣保館、ふるさとおおち伝承館においてガイダンス機能の確保・充実に取り組んでいる。

こうした文化財の案内・情報提供等に関しては、興味を持ってもらえる分かりやすい表現とともに、外国語表記が求められるが、観光協会ホームページの美郷町紹介の英語版「Introduction to Misato Town」以外は対応できていない。

【課題】

- ガイダンス機能を有する施設については、現状では石見銀山街道近くの公民館等(石見銀山街道に関する機能)に限られている。
- 『美郷の文化財』の更新に際しては、ガイドブック的な利用も考慮して編集・デザインすることが求められる。
- 文化財を含め観光案内・解説ができる観光ガイド等は組織されていない。
- ICTの活用など多様な媒体を活用しつつ、文化財に関する情報提供・発信の充実にいかに図っていくかが課題となる。

(3) 文化財の防災・防犯に関する課題

ア「文化財の防災」に関する課題

【現状（これまでの状況）】

美郷町は江の川が貫流する地域で、これまで度々、氾濫し被害を受けてきた。平地部が少なく、江の川沿いの河岸段丘や谷間に集落が形成されていることから、洪水に加え土砂災害の危険性も高く、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が集落やその周辺に多数指定されている。

また、地震も平成13年(2001)以降だけで震度4以上が7回発生し、特に平成30年4月9日に発生した島根県整備地震では震度5弱を計測し、建物12棟の一部破損、及び農業用施設や農地の被害が報告されている。

さらに、建物等の火災が、毎年、発生しており、平成24年(2012)には8件、令和元年(2019)には7件と、この10年間では多くなっている(江津邑智消防組合データ)。

一方、文化庁は、総合的な防火対策の検討・実施に資するよう、消防庁、国土交通省と連携のもと、「国宝・重要文化財(建造物)の防火対策ガイドライン」及び「国宝・重要文化財(美術工芸品)を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」(以下「防災対策ガイドライン」という。)を作成している。さらに、文化財が災害にあわないようにするための減災、被災した文化財をできるだけ迅速に救援するための体制づくりと技術開発、そして災害時の文化財の救援活動に対する支援という3つの使命を持つ「独立行政法人国立文化財機構 文化財防災センター」(以下「文化財防災センター」という。)が設置されている。

島根県(教育庁文化財課)においては、「島根県文化財防災・防犯マニュアル」(以下「文化財防災・防犯マニュアル」という。)が令和4年(2022)6月に作成されている。このマニュアルは、主として文化財の所有者等及び県・市町村の文化財担当部局に向けて、文化財を災害等から守るために望まれる平常時の取組と、万が一、文化財が被災した場合に被害を最小にとどめ、迅速に保護・保全措置を講じるための手引きである。

【課題】

- 本町には、重要文化財やそれを保管する博物館等は所在しないが、防災ガイドライン(文化庁)を参考に、建造物や資料館等の防災対策に取り組むことが防災性の向上につながる。
- 防災ガイドライン(文化庁)や文化財防災・防犯マニュアル(県)を参考に、洪水や土砂災害、地震、火災等の災害を想定し、文化財を含めた防災(防犯)対策をいかに進めるかが課題となる。その際、状況に応じて文化財防災センターと連携を検討する必要がある。
- 未指定文化財を含め、文化財のデータベース化を進めつつ、災害の危険性が差し迫ってきたときの文化財の防災対策、緊急避難的な措置などについて検討する必要がある。
- 度々、洪水等の災害に遭ってきた歴史から、防災について学ぶことが大切である。

イ「文化財の防犯」に関する課題

【現状（これまでの状況）】

美郷町でも毎年、文化財の被害は確認されていないものの、窃盗犯、知能犯等の犯罪が発生している(島根県警察データ)。

県内では、出雲市の鱒淵寺で重要文化財4点を含む、仏画や経典が盗難の被害を受ける

など、これまでに多数の文化財被害が確認されている。また、文化財への落書きなど、人為的な毀損が度々、報道等で伝えられている。

こうした中、島根県（教育庁文化財課）では、文化財防災・防犯マニュアルを作成しており、この中には前述の防災対策と併せて防犯対策も含まれている。

【課題】

- 過疎化、高齢化等を背景に、文化財を守る態勢（個人、コミュニティ）は弱体化しつつある。
- 文化財の置かれている環境（管理が届きにくい場所、管理者が不在など）を踏まえ、文化財のパトロール等の文化財の防犯対策にいかに取り組みかが課題となる。
- 文化財の防犯等に関しては、文化財防災・防犯マニュアル（県）はあるが、本町の実情を反映した防災・防犯に関する指針等は作成できていない。

（４）文化財の総合的・一体的な保存・活用と交流に関する課題

ア「つながりを持った文化財の保存・活用」に関する課題

【現状（これまでの状況）】

文化財はそのもの自体に価値や魅力（個の魅力）があり、さらに、文化財相互をつなぐことにより、関係する人々や情報等の交流を促し、相乗効果や新たな魅力（群の魅力）を発揮することが期待できる。例えば美郷町の場合、江の川の四季折々の風景、その恵みである食文化（アユ、ウナギ、川ガニ等）、川を育む山々などをつなぐことが想定できる。

このように文化財をつなぎ、保存・活用する考え方として文化庁から示された関連文化財群^{*1}がある。本町ではこれまでに『史跡石見銀山街道保存活用計画』において、関連文化財群の考え方を取り入れ、「町内における歴史文化のネットワークづくり」「広域的な連携による文化財の活用」を史跡の活用の中で示しているが、周遊コースづくりなどは進んでいない。

また、日本遺産もつながりを持った文化財の活用の方策であり、本町を含む島根県西部の4市5町が「神々や鬼たちが躍動する神話の世界～石見地域で伝承される神楽～」として日本遺産に認定され、相互に連携・交流しながら、様々な事業を展開している。

【課題】

- 日本遺産や石見銀山街道におけるこれまでの取組を活かしつつ、関係する市町や関係団体などとの交流・連携のもとに、広域的な観点からも文化財の保存・活用に取り組むことが求められる。
- 本町の歴史文化の特性を踏まえつつ、文化財の総合的・一体的な保存・活用、地域の魅力づくり（活性化）を目指し、関連文化財群の設定や具体化にいかに取り組みかが課題となる。

イ「周辺環境を含めた文化財の保存・活用」に関する課題

【現状（これまでの状況）】

文化財の総合的・一体的な把握と保存・活用の方策として、文化庁から前述の関連文化財群と合わせて、文化財（群）をその周辺環境も含めて面的に保存・活用する戦略的な計画区域である文化財保存活用区域^{*2}が示されている。

美郷町においても、別府地区、粕淵地区、沢谷地区、都賀行・都賀西・都賀本郷地区など、指定・未指定、有形・無形の文化財が集積している地区が存在している。

これらの中には、文化財を含めた周遊を促進する観光マップを作成している地区（粕淵まちなか散策マップ、別府里あるきマップ、湯抱鴨山歌碑めぐりマップ：観光協会作成）、複数の神楽団が活動している都賀行・都賀西・都賀本郷地区がある。また、沢谷地区（花ノ谷）では自生しているシャクナゲの保存活動とともに、シャクナゲのまちの再現に地域ぐるみで取り組み、自生地近くには「シャクナゲパーク花ノ谷」が整備された。これらの取組は、周辺環境を含めた文化財の保存・活用、そして文化財を活かした地域の活性化（まちづくり、観光交流）に寄与している。

【課題】

- 各地区に連合自治会等があり、また、銀山街道を護る会等が組織され、文化財の保存・活用に関わる活動が行われているが、町全体でみると限定的である。
- 本町における文化財の保存・活用やまちづくりの取組状況などを踏まえながら、住民・地域団体等の参加のもとに、いかに周辺環境を含めた文化財の保存・活用を進め、それを地域の活性化（まちづくり・観光振興）につなげるかが課題となる。

（５）文化財の保存・活用を支える体制に関する課題

ア「住民の参加・協働と地域社会総がかり」に関する課題

【現状（これまでの状況）】

美郷町第２次長期総合計画では「水と緑 いきいき輝く 夢あふれる協働のまち」を基本理念としている。文化財の保存・活用が、所有者や行政だけでは難しくなる中で、文化財の分野においても協働のまちづくりが重要となる。

これまで本町の文化財の保存・活用には、神楽団や「美郷町銀山街道を護る会」、古文書を読む会などの団体の活動が大きな役割を担い、活用については観光協会が様々な体験プランや情報を提供している。

今後、過疎化、高齢化がさらに進むと予測されている中で、文化財の保存・活用はより厳しさを増すと想定される。

【課題】

- 町域全体を対象とし、膨大な数が想定される文化財の把握調査においては、住民等の協力・参加が不可欠であるが、そのための仕組み・体制はできていない。
- 過疎化、高齢化等が進む中で、文化財の保存・活用を進めて行くためには、行政や文化財の所有者等に加え、住民・地域団体等の多様な主体が協力・参加する、地域ぐるみ（地域社会総がかり）の体制をいかに構築するかが課題となる。

イ「関係機関・学識経験者等との連携」に関する課題

【現状（これまでの状況）】

美郷町を含む島根県西部の４市５町は、神楽のストーリーが日本遺産に認定されており、連携して事業を展開している。また、石見銀山街道が縦断していることから、沿線の４市３町で連携して日本遺産を目指すなどの取組を行った経緯がある。現在、「銀山街道沿線市町等連絡協議会」は１０市町等となり、広域的に連携した取組を行っている。

さらに、文化財の調査や価値づけ、保存・活用に関しては、国・県との連携とともに、

学識経験者・専門家の支援のもとに進めており、調査報告書の作成や文化財指定、具体の事業につながってきた。

こうした関係自治体、関係機関、及び学識経験者等との連携は、文化財の保存・活用、更には地域の活性化にも寄与している。

【課題】

- 文化財の調査・分析等においては、大学等研究機関の協力・支援が重要な役割を担うとともに、措置の具体化等においては、引き続き国・県等の関係機関の支援が必要となる。
- これまで文化財の保存・活用に関する調査や計画づくり等においては、文化財部門の学識経験者等を中心に協力・支援を得ていたが、今後は先端技術やまちづくり、観光振興等の専門家の参加も求められる。
- 日本遺産（神楽）や石見銀山街道を通じ、文化財を通じた広域的な連携を行ってきており、こうした経験・実績を今後の文化財の保存・活用にも活かすことが求められる。

ウ「文化財行政及び庁内連携の体制」に関する課題

【現状（これまでの状況）】

文化財行政は教育委員会の文化財・文化振興係が担っているが、担当は限られた人員である。

文化財行政を進めるに際しては、適宜、学校教育・社会教育係、公民館、また、観光に関係する場合には産業振興課と連携している。

これらの他にも、文化財を活かした戦略構築には企画推進課、地域の魅力づくりと定住促進には美郷暮らし推進課、文化財を活かしたウォーキング等の健康づくりに関しては健康福祉課、文化財と自然に関しては美郷バレー課などが関係してくる。

【課題】

- 厳しい財政状況の中で、職員の文化財に関する知識の醸成、専門的な知識・スキルを有する職員の育成を、いかに進めるかが課題となる。
- 文化財行政、特に活用においては多面的な分野に関係することに鑑み、庁内の関係部署との連携をより充実させる必要がある。

第3節 文化財の保存・活用の方針

1 文化財の把握・調査の充実

※「文化財の把握・調査に関する課題（保存・活用の前提）」に対応する方針

（1）住民参加による文化財把握調査の持続的な展開

- 住民や関係団体、学識経験者などの協力と参加を得ながら、長期的な視点を持って、計画的かつ継続的に文化財の把握調査に取り組む。
- 住民等から文化財に関する情報提供や相談を受ける窓口の充実を図る。

（2）専門的な文化財調査の計画的な実施

- 学識経験者等の協力や参加のもとに、改変（建造物）・滅失等の緊急性や文化財としての指定等を考慮しつつ、未指定文化財を含め優先順位を設定しながら、文化財の専門的な調査を実施する。
- 古文書を読む会をはじめ関係団体と連携し、本町の歴史や古文書等の調査を進め、関係する文化財の保存・活用にもつなげる。

（3）調査成果の整理と公開

- 文化財の把握や専門的な調査を通じて得た成果を分類・整理し、一元的な管理を図るとともに、検索可能な形でのデータベース化・地図情報化に取り組む。
- 文化財の調査の成果については、住民をはじめ町内外の人々に伝えていけるよう、説明会・見学会・勉強会の開催に努める。
- 既往の調査や刊行物を含め文化財に関する情報は、個人情報の保護や文化財の保護に留意しつつ、多様な機会・方法により公開・活用に努める。

2 分野別の文化財の保存・活用の充実

※「分野別の文化財の保存・活用に関する課題」に対応する方針

（1）文化財に関する啓発や学習・体験機会の充実

- 来訪者を含め、文化財について分かりやすい情報提供や文化財保護に関する啓発に努める。
- 文化財部門と学校教育との連携を図りながら、指定・未指定、有形・無形の文化財を活かしたふるさと教育に取り組むとともに、学校給食における郷土の食材・料理の提供を通じ、児童・生徒の食文化への関心や理解を高める。
- 文化財部門と他の部署（学校教育、健康づくり、観光振興等）の連携を適宜、図りつつ、文化財を学び・体験する機会を確保・充実させる。

（2）文化財を保存・活用する担い手・団体の確保・育成

- 住民参加による文化財把握調査を進めるため、文化財への関心や知識の醸成に努めつつ、若い世代を含めた調査員の確保・養成に取り組む。

- 神楽等の保存団体の担い手の確保・育成、上演活動などを支援する。
- 住民・地域団体等と行政が連携し、前述の「文化財に関する啓発や学習・体験機会の充実」に取り組みつつ、文化財を保存管理及び活用する担い手（人・団体）の確保・育成や活動の支援に努める。

（３）文化財の指定等への対応

- 未指定文化財の専門的な調査を進めつつ、文化財的価値の高い物件については指定・登録に向けて取り組むとともに、指定等の制度を利用して保存管理を進める。
- 文化財登録制度をより積極的に活用するため、候補物件のリスト化及び調査を行い、登録につなげていく。

（４）文化財の保存管理及び保存のための整備

- 石見銀山街道をはじめとした指定等文化財の保存管理、及び毀損した場合の復旧等に的確に対応する。
- 未指定を含めた文化財を適切に保存（保存管理）するため、所有者等との情報の共有化と連携を図りつつ、所有者等による文化財の保存管理を基本とするとともに、文化財の状況によっては、保存管理への地域団体等の協力・参加を促進する。
- 有形文化財（美術工芸品）や有形の民俗文化財などで所有者等での保存管理が難しいものについては、本町への寄託等に対応できるよう、収蔵・保管場所の確保・整備に取り組む。
- 文化財の収蔵・保管場所の確保と兼ねるなどして、古文書等の文化財を調べたり、保存処置を行ったりする場所「地域資料整理室」（仮称）の確保・整備に取り組む。
- 本町が収蔵・保管している文化財については、前述の「検索可能な形でのデータベース化」と調整しつつ、台帳作成に取り組む

（５）文化財の活用のための整備

- 多言語化への対応やICTの活用を含め、文化財に関わる説明板、案内板、誘導標識等の案内表示板の計画的な整備に取り組む。
- 石見銀山街道のウォークや文化財めぐりなどが安心・快適に行われるよう、休憩の場、トイレをはじめとした便益施設等の情報提供や施設の充実を努める。
- 住民・地域団体等による文化財やその周辺の清掃美化、修景などの取組（魅力づくり）を促進する。
- 多言語化やユニバーサルデザインへの対応などを考慮しつつ、先端技術を活かした文化財に関する情報提供・発信機能等の整備・充実に取り組む。

（６）文化財に関する情報発信・ガイダンス機能の充実

- 各地区の公民館等において、地域の歴史や文化財を中心に情報提供等ができるよう、公民館等におけるガイダンス機能の充実を図るとともに、他の公民館等の紹介などネットワークを充実させる。
- 今後の文化財の調査を踏まえ、『美郷の文化財』の更新・充実に取り組む。その際、ガイドブック的な利用も考慮した編集・デザインを検討する。

- 関係団体等と連携し、文化財の案内・解説も含めた観光音声ガイド等の設置について検討する。
- 多言語化やユニバーサルデザインへの対応、ICTを含めた多様な媒体の活用に努めつつ、文化財に関する情報提供・発信に取り組む。

3 文化財の防災・防犯の強化

※「文化財の防災・防犯に関する課題」に対応する方針

(1) 文化財の防災対策の強化

- 防火対策ガイドライン（文化庁）を参考に、関係する文化財（建造物）や資料館等の利用者・管理者の安全確保、及び建築物や収蔵する文化財等の防災対策に取り組む。
- 防災等の関係部局と連携し、また、状況に応じて文化財防災センターの協力・支援を得ながら、防災ガイドライン（文化庁）や文化財防災・防犯マニュアル（県）を参考に、様々な災害を想定した予防的措置から、いざというときに的確・迅速に行動できる態勢まで、文化財の防犯を含めた防災・防犯対策の指針等の作成や普及・啓発を図る。
- 文化財防火デーにおける防災訓練を行うとともに、文化財の防災に関する情報の提供・周知に取り組み、住民等の文化財の防災に関する意識の啓発に努める。
- 文化財の所有者や住民・地域団体等及び学識経験者等と連携して、災害等から文化財を守る仕組みの構築、文化財レスキューへの取組（仕組みづくり）を進める。
- 文化財レスキュー等の取組（仕組みづくり）を活かし、毀損した美術工芸品等の修復・保存を持続的に進めるとともに、文化財の所有者や関係団体をはじめ住民が、文化財の修復・保存を体験・学習する機会を確保する。
- 寺社の立地など文化財に刻まれた先人たちの防災への知恵、本町の災害の歴史を学ぶ機会を確保する。
- 学識経験者等と連携し、防災・防犯も考慮して、未指定文化財を含め文化財のデータベース化を進める。

(2) 文化財の防犯対策の強化

- 防災対策と連動させながら、文化財の所有者、住民等に対して、文化財の防犯に関する対策等の情報提供（防犯知識の習得）や啓発に取り組む。
- 文化財の所有者、住民・地域団体等と連携し、文化財の点検・パトロールを行う。
- 文化財防災・防犯マニュアル（県）を踏まえ、文化財の防災対策と一体的に防犯に関する指針等を作成し、普及・啓発を図る。

4 文化財の総合的・一体的な保存・活用と地域の活性化

※「文化財の総合的・一体的な保存・活用と交流及び地域の活性化に関する課題」に対応する方針

(1) つながりを持った文化財の保存・活用と魅力づくり

- 日本遺産（神楽）や石見銀山街道について、広域的な連携のもとに関係市町・団体等

と連携し、新たな魅力づくり等の観点も持ちながら、事業等を進める。

- 住民・地域団体等の主体的な参加や文化財担当の体制等を考慮しつつ、分かりやすく的確なテーマ・ストーリーを検討・設定し、関連する文化財を取り上げ相互につながることで、文化財の価値や魅力を高め、活用を促進する。

(2) 文化財の保存・活用とまちづくり

- 住民等に対して、文化財を取り入れた活動の事例や効果等、及び地域に所在する文化財を周知し、実際の取組（活動）の促進につなげるとともに、住民・地域団体等の相互の交流や情報交換等を支援する。
- 文化財を活かした地域での活動状況、住民・地域団体等の主体的な参加の実情や可能性、更には文化財担当の体制等を考慮しつつ、文化財の集積する区域を選定し、面的に文化財を守り、活かす取組（文化財保存活用区域）の具体化を目指す。

5 文化財の保存・活用の推進体制づくり

※「文化財の保存・活用を支える体制に関する課題」に対応する方針

(1) 住民の参加・協働と地域社会総がかりの体制づくり

- 文化財の把握調査が、住民等の協力・参加や学識経験者等の協力を得て進められるよう、持続可能な仕組み・体制づくりに取り組む。
- 持続的に文化財の保存・活用を進めるため、行政、文化財の所有者等、関係団体、住民・地域団体、更には町外の支援者を含め、地域ぐるみ（地域社会総がかり）の体制の構築に取り組む。

(2) 関係機関・学識経験者等との連携体制の充実

- 文化財の調査や保存・活用策の検討などに関し、大学等の研究機関の支援が得られるよう、協力体制の充実・強化に取り組む。
- 文化財を効果的に活用するためには、時代の流れに即応した専門的な知見や手法が求められることから、文化財に関する学識経験者・専門家に加え、先端技術やまちづくり、観光振興などに関わる専門家等の協力・支援が得られるよう、ネットワークづくりに努める。
- 日本遺産（神楽）や石見銀山街道での広域的連携の取組や成果などを踏まえつつ、他のテーマを含め関係自治体との連携を進める。
- 文化財行政を的確に進めるため、引き続き国・県等の関係機関との連携を図る。

(3) 文化財行政及び庁内連携の体制の充実

- 研修会への参加などを通じ、文化財行政担当のスキル等の向上に取り組むとともに、分かりやすく文化財に関する情報を提供・共有化しつつ、職員全体の文化財に対する知識・認識の醸成に努める。
- 文化財行政と関係する庁内部署との連携を強化し、文化財の保存・活用を進める。